

# 公 募 公 告

本業務の実施可能な者を下記のとおり公募します。

令和8年1月6日

支出負担行為担当官

富山地方検察庁検事正 鈴木 慎二郎

## 1 契約担当官等の官署及び氏名

支出負担行為担当官

富山地方検察庁検事正 鈴木 慎二郎

## 2 公募に付する事項

- (1) 公募件名 令和8年度タクシーチケットの利用に関する契約（富山地方検察庁高岡支部）
- (2) 目的 以下の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認することを目的として参加意思確認書の提出を招請するものである。
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 富山県富山市西田地方町2-9-16 富山地方検察庁
- (5) 業務概要 富山地方検察庁にタクシーチケットを供給する契約

## 3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（契約担当官等が特に認めるものを含む）であること
- (4) 応募申込み資格が確認された後、契約締結までに各省各庁から指名停止を受けた者でないこと。
- (5) 当庁等の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方

として不適当であると認められる者でないこと。

- (6) 当庁等の契約担当官等が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしはその他、入札等の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として、不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされておらず、かつ民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格の再審査を受けている者（再認定後の競争参加資格による）であること。
- (9) 次の条件を全て満たしている者であること。
  - ア 一般乗用旅客自動車運送事業に関し、北陸信越運輸局の許可を受けた法人であること。
  - イ 高岡市内に営業所を有していること。
  - ウ タクシー乗車券が使用可能であり、発行・使用による手数料がかからないこと。
  - エ 自社が提携している加盟会社全てでタクシー乗車券が使用可能であること。
- (10) 当該公募に関する公募説明書の交付を受けた者であること。
- (11) その他の条件については、下記4(1)に示す場所において説明する。

#### 4 参加申込書等の提出期限及び場所

参加を希望する者は、下記(1)の申込先又はメールにおいて「公募説明書」及び「契約書（案）」を受け取り、内容を確認の上、条件を満たす場合には、下記(2)の提出期限までに下記(1)へ必要な書類を提出すること。

- (1) 申込先 富山市西田地方町2-9-16 富山法務合同庁舎  
富山地方検察庁会計課 用度係  
連絡先 076-421-4109  
メール ppo27-kaikei@i.kensatsu.go.jp
- (2) 提出期限 令和8年2月2日（月）午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間とする。

## 5 契約者の決定方法

令和 8 年度予算が成立することを条件に、必要な書類を提出した者のうち、公示日（令和 8 年 1 月 6 日）の時点で、自社及び自社が提携している加盟会社（タクシーチケットが利用可能であること。富山県内に営業所があるものに限る。）のタクシー保有台数の合計が最も多い 1 者を選定する。

## 6 提出書類の無効

本公告に示した資格のない者が提出した書類は無効とする。

## 7 仕様、契約条項等は、「公募説明書」及び「契約書（案）」のとおりとする。

以上公告する。